

自動車リサイクル法に基づく 登録申請書等様式集

～フロン類回収業～

申請等に使用される場合は
様式部分を複写してお使いください

令和6年2月
大津市

自動車リサイクル法に基づく登録申請書等様式集

～フロン類回収業～

I フロン類回収業留意事項	1～4
II フロン類回収業登録申請書等様式編	5～11
・ フロン類回収業登録申請、変更届出書類チェックリスト	6
・ フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書	7
・ フロン類回収業者変更届出書	9
・ 誓約書	10
・ フロン類回収業者廃業等届出書	11
III 記入例	12～15

I フロン類回収業 留意事項

(1) フロン類回収業者の登録と登録の更新（法第53条）

フロン類回収業を行おうとする者は、市長の登録を受けなければなりません。

この登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失います。

※フロン類回収業者は、大津市への登録とは別に、電子マニフェストによる移動報告、フロン類やエアバッグ類の回収料金の授受等のために、公益財団法人自動車リサイクル促進センターが管理・運営する「自動車リサイクルシステム」への登録も必要です。

(2) フロン類回収業者の引取義務（法第11条）

引取業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、引き取らなければなりません。

(3) フロン類回収業者の回収義務（法第12条）

フロン類回収業者は、使用済自動車を引き取ったときは、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従い、当該使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類を回収しなければなりません。

<フロン類回収業者によるフロン類の回収に関する基準>

- ・特定エアコンディショナーの冷媒回収口における圧力（絶対圧力）の値が、一定時間経過した後、下表のフロン類充てん量に応じて、それぞれの圧力（絶対圧力）以下になるよう吸引すること。

フロン類の充てん量	圧力（絶対圧力）
2 kg 未満	0.1 MPa<メガパスカル>
2 kg 以上	0.09 MPa<メガパスカル>

- ・フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

(4) フロン類回収業者のフロン類の引渡義務（法第13条）

フロン類回収業者は、使用済自動車からフロン類を回収したときは、自ら再利用する場合を除き、特定再資源化等物品を引き取るべき自動車製造業者等または指定再資源化機関（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に当該フロン類を引き渡さなければなりません。

(5) フロン類回収業者の使用済自動車の引渡義務（法第14条）

フロン類回収業者は、フロン類を回収したときは、速やかに、当該フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引き渡されなければなりません。

(6) フロン類回収料金（法第23条）

フロン類回収業者は、自動車製造業者等にフロン類を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、当該自動車製造業者等に対し、当該フロン類の回収および当該フロン類を引き渡すために行う運搬に要する費用については、自動車製造業者等が定めるフロン類回収料金の支払を請求することができます。

(7) 移動報告（法第81条第3項～第6項）

フロン類回収業者は、電子マニフェスト等を利用して、引取・引渡から3日以内に情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡の報告を行わなければなりません。

また、事業所ごとに、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間について集計し、当該期間終了後1月以内に、以下の項目について、情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に報告しなければなりません。

- ◆ 当該期間内に自動車製造業者等または指定再資源化機関に引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ◆ 当該期間内に再利用したフロン類の種類ごとの量および当該フロン類に係る使用済自動車の車台番号
- ◆ 当該期間終了の日において保管していたフロン類の種類ごとの量

(8) 廃棄物処理基準遵守義務（法第122条）

フロン類回収業者は、使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第1項または第14条第1項の規定にかかるわらず、これらの規定による許可を受けないで、使用済自動車の収集または運搬（法第11条の規定による引取りまたは法第14条の規定による引渡しに係るものに限る。）を業として行うことができます。

なお、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従って収集運搬しなければなりません。

(9) 登録の拒否（法第56条）

市長は、フロン類回収業登録申請者が次のいずれかに該当するときは、その登録を拒否します。

◆ 法第56条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当するとき

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（※）
又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類法（※※）若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが法第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

※主務省令で「精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と定められている。

※※フロン類法とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の略称である。

◆ 申請書に記載された法第54条第1項第6号に規定する使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りうるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき

＜登録の基準＞（次のいずれにも適合していること。申請時には、以下について証する書類を添付してください。）

- ・申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
(所有権又は使用権原を有すること。)
- ・申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

◆ 申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき。

(10) 変更の届出（法第57条）

フロン類回収業者は、法第54条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければなりません。

ただし、回収しようとするフロン類の種類を変更せずに、フロン類回収設備の能力、またはフロン類回収設備の数を変更する場合は、届出の必要はありません。

(11) 廃業等の届出（法第59条）

フロン類回収業者が法第59条で準用する法第48条第1項各号に該当することとなった場合は、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければなりません。

(12) 標識の掲示（法第59条）

フロン類回収業者は、事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦及び横それぞれ20cm以上の標識（フロン類回収業者であること、フロン類回収業者の氏名又は名称、回収しようとするフロン類の種類、登録番号を記載）を掲げなければなりません。

(13) 登録の申請先

大津市環境部産業廃棄物対策課に提出してください。

住所：大津市御陵町3番1号

電話：077-528-2062

(14) 登録申請書等の作成部数および提出部数

登録申請書等の提出は、正本1部です。

書類の補正（手直し）が必要な場合にスムーズに対応できるように、提出する書類の「控え」（電子ファイル、コピーなど）を手元に残すようにしてください。

また、登録申請手続きにおいては、次のとおり審査手数料（大津市納付書により現金にて納付）が必要となります。※納付書の写しを提出

新規登録申請	6, 000円
更新登録申請	4, 000円

II フロン類回収業 登録申請書等 様式編

フロン類回収業登録申請等書類チェックリスト

(提出書類は、下表の書類の順番に綴じて提出してください。)

必 要 書 類	登 録 申 請	
	新 規	更 新
フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書（法様式第三、p7～8）		
〔申請者が個人の場合〕住民票の写し 注1)		
〔申請者が法人の場合〕登記事項証明書（履歴事項全部証明書）注1)		
〔申請者が未成年者で法定代理人が個人の場合〕住民票の写し 注1)		
〔申請者が未成年者で法定代理人が法人の場合〕 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）注1)		
誓約書（市様式第1、p10）		
フロン類回収設備の所有権（または使用権原）を有することを証する書類 ※事業所ごと		
フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 ※事業所ごと		
その他市長が必要と認める書類		

フロン類回収業変更届出書類チェックリスト

届出の種類	添 付 書 面	チ ケ ッ ク 棚
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に係る変更	フロン類回収業者変更届出書（法様式第四、p9） 個人の場合は、住民票の写し 注1) 法人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）注1) 誓約書（市様式第1、p10）	
事業所の名称及び所在地に係る変更	フロン類回収業者変更届出書（法様式第四、p9） フロン類回収設備の所有権（使用権原）を有することを証する書類 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 誓約書（市様式第1、p10）	
役員の氏名に係る変更 注2)	フロン類回収業者変更届出書（法様式第四、p9） 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）注1) 誓約書（市様式第1、p10）	
申請者が未成年者である場合において、その法定代理人の氏名及び住所に係る変更	フロン類回収業者変更届出書（法様式第四、p9） 〔法定代理人が個人の場合〕住民票の写し 注1) 〔法定代理人が法人の場合〕 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）注1) 誓約書（市様式第1、p10）	
回収フロン類の種類、回収設備の種類及び能力、回収設備の数に係る変更 ※回収フロン類の種類を変更せず、回収設備の能力または数を変更する場合は届出の必要なし	フロン類回収業者変更届出書（法様式第四、p9） フロン類回収設備の所有権（または使用権原）を有することを証する書類 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 誓約書（市様式第1、p10）	
その他市長が必要と認める書類		

注1)住民票の写しは、個人番号（マイナンバー）の記載がないものに限る。住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行日より3ヶ月以内のもの。

注2)法人の役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

様式第三（第五十条関係）

登 錄	申 請 書
フロン類回収業者	
登録の更新	
※登録番号 ※登録年月日	

大津市長

(郵便番号)

住 所

氏 名

年 月 日

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。申請者が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)
	電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

事業所の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	(郵便番号) 電話番号

回収しようとするフロン類の種類

C F C	
H F C	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	2 0 0 g / min 未満	2 0 0 g / min 以上
C F C用	台	台
H F C用	台	台
C F C、H F C兼用	台	台

- 備考
- 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

年　月　日

大津市長

(郵便番号)

住　所

氏　名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年　月　日付け第　　号で登録を受けた以下の事項について変更したので、
使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

大津市長

住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年　　月　　日

大津市長

(郵便番号)

住　所

氏　名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

フロン類回収業を廃止したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第48条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

廃業等したフロン類回収業者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び登録番号	住　所 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 登録番号
届出事由が生じた日	
廃業等する事由	1 死亡した 2 法人が合併により消滅した 3 法人が破産手続開始の決定により解散した 4 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した 5 その登録に係るフロン類回収業を廃止した

備考 1 廃業等した日から30日以内に届け出をすること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 フロン類回収業者登録通知書を添付すること。

4 廃止する事由およびその届出義務者は次のとおりです。

(1) 死亡（届出義務者：その相続人）

(2) 法人が合併により消滅（届出義務者：その法人を代表する役員であった者）

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散（届出義務者：その破産管財人）

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散（届出義務者：その清算人）

(5) フロン類回収業の廃止（届出義務者：フロン類回収業者であった個人又はフロン回収業者であった法人を代表する役員）

III 記入例

様式第三（第五十条関係）

登 錄
フロン類回収業者

申 請 書

登録の更新

不要な部分を削除してください。

※登録番号	
※登録年月日	

××年×月×日

大津市長

(郵便番号) XXX-XXXX
 住 所 滋賀県〇〇市〇〇町〇番〇号
 氏 名 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇△△
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 XXX-XXX-XXXX

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。申請者が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名
〇〇△△ (ふりがな) □□■■ (ふりがな) <この欄に書ききれない場合> 別紙のとおり	代表取締役 監査役 (左欄および下欄で「別紙のとおり」とした場合は、別紙に同様な欄を設けて添付してください。)

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

事業所の名称及び所在地

名 称	○○株式会社△△営業所 <この欄に書ききれない場合> 別紙のとおり
所 在 地	(郵便番号) XXX-XXXX 大津市 × × 町○番○号 電話番号XXXX-XX-XXXX

回収しようとするフロン類の種類

C F C	○
H F C	○

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	2 0 0 g / min 未満	2 0 0 g / min 以上
C F C用	3 台	台
H F C用	2 台	台
C F C、H F C兼用	台	台

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

××年×月×日

大津市長

(郵便番号) XXX-XXXX
住所 滋賀県〇〇市〇〇町〇番〇号
氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇△△
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 XXX-XXX-XXXX

〇〇年〇月〇日付け第 21152XXXXXX 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、
使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
	<p>〇〇株式会社 代表取締役 〇〇△△</p> <p>〇〇株式会社 × × 営業所 (所在地変更の場合、郵便番号、住所、 電話番号も記載)</p> <p>代表取締役 〇〇△△ 取締役 △△××</p>	<p>株式会社△△ 代表取締役 △△××</p> <p>株式会社△△ × × 営業所</p> <p>代表取締役 △△××</p> <p>取締役 〇〇△△</p>
役員の変更にあたっては、変更のない 者を含めた役員全て（代表取締役を含 む。）を列記すること。		
変更の理由	(理由適宜) 例：名称の変更、代表者の変更、事業所所在地の変更	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

問い合わせ先

自動車リサイクル法に基づく登録申請書等
様式集

令和6年2月 作成

発行 大津市環境部 産業廃棄物対策課

〒520-8575 大津市御陵町3-1

TEL 077-528-2062